

第5条 サービス

1 サービス又はサイドコートの選択

- (1) 第1セットは、じゃんけん等で決めた選択者が、サービス又はネットラインで区分されたコート的一方（以下「サイドコート」という。）のいずれかを選択し、対戦する相手（以下「相手」という。）は、必ず、選択されなかった方に決定する。
- (2) 第1セットの最初のサービスは、前（1）でサービスを選択又は決定した方が行う。
- (3) 第2セットは、サイドコートを交替し、その最初のサービスは、第1セットでサイドコートを選択又は決定した方が行う。
- (4) 第3セットを行う場合は、第2セットの勝者が、改めてサービス又はサイドコートのいずれかを選択し、相手は必ず選択されなかった方に決定する。
- (5) 第3セットの最初のサービスは、前（4）でサービスを選択又は決定した方が行う。

2 サービスの交替

- (1) 同一セットでのサービスは、双方の得点の和が5点（7点ゲームの場合は、3点）ごとに、相手とサービスを交替する。
- (2) ジュースの場合は、その都度、ジュースになる得点をした方がサービスし、その次のサービスは、ジュースの次の得点をした方が行う。

3 サービスの位置及び順序

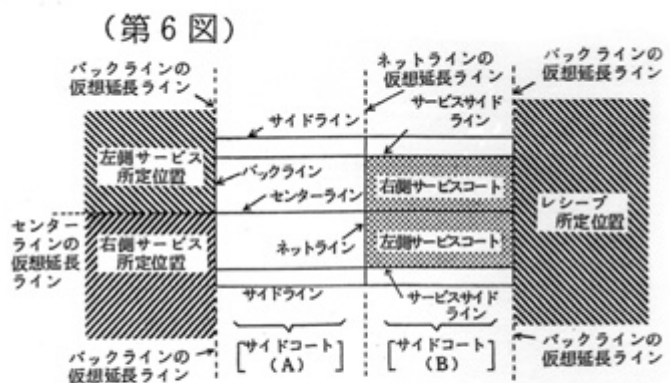
- (1) サービスをするプレーヤー（以下「サーバー」という。）のサービス所定位置及びサービスコート並びに、そのサービスを受け返すプレーヤー（以下「レシーバー」という。）のレシーブ所定位置は、第6図のとおりとする。なお、ダブルスの場合、サーバーのパートナーは、サービス所定位置内であれば、どちらに位置してもよい。

- (2) シングルスでは、各セット及び各サービスを交替した最初のサービスは、ネットに向かって右側のサービス所定位置から始め、サービスが交替するまで、右左交互に行う。

- (3) ダブルスでは、各セットの最初のサービス及びレシーブは、いずれのプレーヤーが行ってもよい。この場合、最初にしたサーバーが第1サーバーとなり、そのパートナーは、第2サーバーとなる。又、最初のレシーバーが第1レシーバーとなり、そのパートナーは、第2レシーバーとなり、これらの順序はそのセットが終るまで変更できない。

- (4) ダブルスの各セット及びサービスを交替した最初のサービスは、第1サーバーが、ネットに向かって右側のサービス所定位置から始め、その次は、第2サーバーが、左側のサービス所定位置から行う。又、最初のレシーブは、第1レシーバーが行い、その次は、第2レシーバーが行う。以後、サービスの交替があるまで、これらを繰り返す。なお、サービスの交替があった場合は、第1レシーバーが第1サーバーとなり、第2レシーバーが第2サーバーとなり、これを繰り返す。

- (5) 前（2）及び（4）の規定にかかわらず、ジュースの場合は、その都度、ネットに向かって右側のサービス所定位置から行い（ダブルスでは、第1サーバーがサービスし、第1レシーバーがレシーブする。）、その次のサービスは、ジュースの次の得点をした方が、ネットに



(注) 図は、サイドコート (A) から
(B) へサービスする場合。

向って左側のサービス所定位置から行う。(ダブルスでは、第2サーバーがサービスし、第2レシーバーがレシーブする。)

4 サービス方法

- (1) サービスは、主審がコールしてから始めなければならない。
- (2) サーバーは、サービス所定位置内で、ひろげた手の平にボールを乗せ、肩の高さよりも低い位置から、そのサービス所定位置内にボールを自然に落下させ、ワンバウンドしたボールがツーバウンドする前までに、ラケットで打たなければならない。
なお、サーバーは、飛びあがってサービスすることはできない。又、サービスを終えるまでは、ラケット及び身体(着衣、その他身につけている物を含む。以下同じ。)のいずれの部分も、所定位置内にあるライン(仮想延長ラインを含む。)の仮想垂直面を超えることはできない。
- (3) サービスは、サーバーが、サービスをしようとして、その手からボールが離れた瞬間に始まり、そのサーバーのラケット(ラケットを握る手の手首から先を含む。以下同じ。)にボールが触れた瞬間に終る。
- (4) サービスは、ボールが直接ネットを越し、対角のサービスコートへ入るように打球しなければならない。
- (5) サーバー以外のすべてのプレーヤーは、サービスが終るまでそれぞれの所定位置内で両足とも地面につけていなければならない。なお、この場合は、所定位置にあるラインの仮想垂直面の規定は適用しない。

第6条 プレー中

1 打球方法

- (1) プレー中は、一人で1本のラケットを使用し、サービスを含む、すべての打球は、ラケットを片手又は両手に持って行わなければならない。なお、打球とは、ボールが直接ネットを越して、相手の所定のコート(ラインを含む。以下同じ。)に入るように、ボールをラケットで打つことをいう。
- (2) サービスのレシーブは、所定のサービスコート内でワンバウンドしてからツーバウンドする前までに打球しなければならない。
- (3) サービス及びそのレシーブ以外の通常の打球(以下「ラリー」という。)は、相手の打球したボールが、直接ネットを越え若しくは、ネット(支柱の上部を含む。以下同じ。)に触れてネットを越え(以下「ネットイン」という。)て自分のコート内で、ワンバウンドする前(以下「ノーバウンド」という。)からツーバウンドする前まで(ネットに触れた回数、バウンドに数えない。以下同じ。)に打球しなければならない。
ただし、ラリーでは、ノーバウンドの打球を連続して行うことはできない。なお、ダブルスでは、この連続打球を同一プレーヤーでなく、パートナーと交互に行うことは差しつかえない。
- (4) ダブルスの場合のラリーは、前(3)のただし書き以外は、いずれのプレーヤーでも行うことができる。ただし、パートナーと同時に打球することはできない。
- (5) 一度打球した場合は、そのボールを相手が打球するまでは、再度打球することはできない。
ただし、打球したボールが、相手コート内でワンバウンドし、相手が打球しないで自分のコート内へ撥ね返って来た場合は、再度打球しなければならない。
- (6) 打球する場合、ボールをラケットに連続触れさせ(ドリブル)又は、一時静止(ホールデ

イング) させることはできない。

(7) 試合でのボール交換は、主審が認めてそれを指示するまではできない。

2 有効球

(1) サービスの開始から、打球されたボールについて、主審のデッドの判定等があるまでを有効球とし、その間をプレー中とする。

(2) 有効球が次に掲げる場合、ボールはデッドとなる。ただし、主審の判定による。

ア 直接、打球した方のサイドコートに触れた場合。

イ 直接ネットに触れてからネットを越さずに、打球した方のサイドコートに触れた場合。

ウ 直接ネットに引掛って静止した場合。

エ ネットを越して(ネットインを含む。)所定のコート内で、次の状態になった場合。

(ア) 全くバウンドせず静止した。

(イ) ワンバウンドしてからネットに引掛って静止した。

(ウ) ワンバウンドしてからネットに触れて又はそのままツーバウンドした。

(エ) ワンバウンドしてからネットに触れて若しくは、そのまま(スリップした場合を含む。)コート外の地面又は審判その他コート外の物体に触れた。

オ プレーヤーの身体に触れた場合。

カ コート内の上部にある照明器具その他の施設等に触れた場合。

キ 前各号のほか、直接コート外の地面又は審判その他コート外の物体に触れた場合。

(3) 前(2)のほか、この規則の規定違反等によって、プレー中断の主審の指示等があった場合、ボールはデッドとなる。

(4) 有効球のインかどうかの判定基準は、次による。

ア コートに触れた位置による場合は、ボールのうちスポンジボールの部分をもって判定し、羽根の部分では判定しない。ただし、その他の場合は、特に規定しない限りボール全体で判定する。

イ コート内の空中にある場合は、基準となるラインの仮想垂直面の内かどうかで判定する。

ウ プレーヤーのラケット又は身体に触れた位置による場合は、そのラケット又は身体のいずれかの部分が、基準となるラインの仮想垂直面の内かどうかで判定する。

(5) 有効球が、次の状態になった場合は、引き続き有効球とする。

ア 直接ネットを越さないで、支柱の外側に触れ又は、外側を回って直接相手の所定のコートに入った場合。

イ 所定のコート内で不規則なバウンドをした場合。なお、コート内に落ちている帽子、タオル等に触れた場合を含む。

ウ ボールの羽根の一部がちぎれたり、はずれかかった場合。

エ ネットを越して(ネットインを含む。)ノーバウンドで空中にある場合で、次の場合。

(ア) 基準となるラインの仮想垂直面の内側にあるボールをコート外にいるプレーヤーが打球した場合。

(イ) 基準となるラインの仮想垂直面の外側にあるボールを打球した場合で、そのプレーヤーが、次の状態の場合。

a いずれかの足がコート内に触れている。

b いずれかの足又は両足は、コート外に触れているが、ラケット又は身体のいずれかの部分が、基準となる仮想垂直面の内側にある。

c 身体全体は飛びあがっているが、ラケット又は身体のいずれかの部分が前bと同じ状態にある。

第7条 得点

1 サービスの得点

サービス及びその関連プレー中で、次のいずれかの場合は、主審の判定によって、相手に1点の得点が与えられる。

- (1) 第5条3（サービスの位置及び順序）の（3）の後段の規定に違反した場合。
- (2) 第5条4（サービス方法）の（2）及び（4）の規定に違反した場合。
- (3) 第8条1（サービスのやり直し）の（1）の規定による回数までにサービスしなかった場合。
- (4) サービスされたボールをレシーブできなかった場合。

2 ラリーの得点

前1以外のプレー中で、次のいずれかの場合は、主審の判定によって、相手に1点の得点が与えられる。

- (1) 第6条1（打球方法）の規定に違反した場合。
- (2) コート内で、身体に有効球が触れた場合。
- (3) ラケット又は身体若しくは身につけていた物が、ネットに触れ又はネットライン（仮想延長ラインを含む。）を越えた場合。なお、この場合、ネットに当たったボールがネットを押し又は風力等のためネットがふくらんでいる場合は、ネットラインで判定する。
- (4) 打球したボールが次の状態になった場合。
 - ア 第6条2（有効球）の（2）のア、イ、ウ（ネットを越さずに静止した場合に限る。）又はキの状態。
 - イ 第6条2（有効球）の（2）のカの状態。ただし、上部の照明器具等が低位置にある場合は、あらかじめ競技会の主催者の定めにより、やり直しとすることができる。
- (5) 有効球が第6条2（有効球）の（2）のエ（（イ）の場合は、ネットを越さずに静止した場合に限る。）の状態になる前までに打球することができなかった場合。
- (6) 前各号のほか、有効球を打球することができなかった場合。
- (7) 第4条（プレーヤー等の心得）の規定に違反した場合。なお、この規定は、プレー中に限らず、試合中のすべての場合に適用する。

（日本エスキーツ協会ホームページより抜粋）